

◇令和6年度 市民参加の対象としなかった事項一覧

No.	施策等の名称	施策の発効日	対象としなかった理由	対象としなかった理由	担当課
			(条例第5条2項)		
1	座間市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	令和6年4月1日施行	(5)	職員の退職手当に関することといった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
2	座間市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	令和6年12月1日施行	(5)	市議会議員の期末手当の支給割合の変更といった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
3	座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和6年12月1日施行	(5)	常勤特別職の期末手当の支給割合の変更といった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
4	座間市職員の給与に関する条例及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日施行	(5)	一定期間の報酬の減額であり給料月額を改定ではないことから、市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
5	座間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日施行	(5)	職員の勤務時間、休暇等に関することといった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
6	座間市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日施行	(5)	常勤特別職職員の給与に関することといった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
7	座間市職員の給与に関する条例及び座間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日施行	(5)	職員の給与に関することといった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
8	座間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日施行	(5)	職員の特殊勤務手当に関することといった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
9	座間市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	令和7年4月1日施行	(5)	職員の退職手当に関することといった市の内部事務に関する一部改正であったため。	職員課
10	座間市市税条例の一部を改正する条例	令和6年4月1日	(2)	市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの	市税総務課

No.	施策等の名称	施策の発効日	対象としなかった理由	対象としなかった理由	担当課
			(条例第5条2項)		
11	座間市市税条例の一部を改正する条例	公布の日	(2)	市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの	市税総務課
12	座間市市税条例の一部を改正する条例	公布の日。ただし、第14条の2第1項の改正規定は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日	(2)	市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの	市税総務課
13	市地域防災計画の改定	令和7年4月	(3)	県防災会議の意見を反映することを目的とした改定のため。	危機管理課
14	座間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	令和6年4月1日施行	(2)	地方税法施行令の一部改正に伴うものであるため。	保険年金課
15	座間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	令和6年12月2日施行	(3)	国民健康保険法の一部改正に伴うものであるため。	保険年金課
16	座間市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例	令和6年4月1日	(3)	児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、法の条項に移動が生じたため、これらの法を引用している条例について所要の改正をしたもの。	障がい福祉課
17	座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	令和7年4月1日	(3)	宅地造成及び特定盛土規制法の運用開始に伴い、条例の許可対象が同法の対象となったため。	都市整備課
18	座間市水道事業給水条例及び座間市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例	令和8年4月	(3)	法令改正に伴う条文の整理に留まる	経営総務課
19	座間市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	令和8年4月	(4)	公共下水道事業計画値の変更を反映	経営総務課

【対象としなかった理由】

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 軽易なもの
- (5) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの